

参考資料 - 1 サービス対価の支払方法について(案)

1. サービス対価の構成

サービス対価とは、PFI事業者が本事業における事業契約書に規定される業務を提供することにより、本市がPFI事業者を支払う対価である。

サービス対価の構成は以下のとおりである。これらの詳細を表1に示す。

- (1) 「ア 本施設及び車両入出庫管理装置の設計，建設に関する業務」に対して支払うサービス対価（以下「サービス対価A」という。）
- (2) 「イ 本施設及び車両入出庫管理装置の維持管理に関する業務」に対して支払うサービス対価（以下「サービス対価B」という。）
- (3) 「ウ 図書館の運営に関する業務」のうち下記(4)を除く業務に対して支払うサービス対価（以下「サービス対価C」という。）
- (4) 「ウ 図書館の運営に関する業務」のうち「f.図書館情報システムに関する業務」に対して支払うサービス対価（以下「サービス対価D」という。）

PFI事業者の提案による付帯事業に関する費用は、本市は一切負担しない。

表 1 サービス対価の構成

項目	支払いの対象となる業務	備考
サービス対価A	ア 本施設及び車両入出庫管理装置の設計，建設に関する業務 a.本施設の基本設計及び実施設計 b.本施設及び車両入出庫管理装置の建設 c.本施設及び車両入出庫管理装置の工事監理業務 d.建築確認申請等の手続業務及び関連業務 e.住宅宅地関連公共施設等総合整備事業に係る国庫補助交付を受けるために必要となる諸作業	-

項目	支払いの対象となる業務	備考
サービス対価B	<p>イ 本施設及び車両入出庫管理装置の維持管理に関する業務</p> <p>a. 本施設及び車両入出庫管理装置の保全業務</p> <p>b. 本施設の修繕更新業務</p> <p>c. 備品の調達, 保全及び修繕更新業務</p> <p>d. 本施設の清掃業務</p> <p>e. 本施設の警備業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気, ガス, 水道, 電話代は本市の負担とする。(ただし, 施設の引渡前にかかる電気, ガス, 水道費, 電話代は PFI 事業者負担)
サービス対価C	<p>ウ 図書館の運営に関する業務</p> <p>a. 開館準備業務</p> <p>b. 総括的業務</p> <p>c. 奉仕的業務</p> <p>d. 資料管理業務(資料の発注・受入業務を含む)</p> <p>e. 喫茶室運営業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館運営業務に必要な文具, 消耗品のうち, PFI 事業者が行う業務に必要なものについては PFI 事業者の負担とし, 本市の職員が行う業務に必要なものについては本市の負担とする。また, 利用者カード, 貸出券, 利用案内パンフレット, ポスター等広報資料の印刷に係る経費については本市の負担とする。 ・図書館利用者が図書館資料の複写に利用したコピー料金は本市の収入とし, これにかかる用紙代は本市の負担とする。 ・PFI 事業者が行う業務に必要なコピー用紙については PFI 事業者の負担とする。 ・交換連絡業務に必要な交通費, 自動車車両の調達, 燃料費, 維持管理に必要な費用は PFI 事業者が負担する。 ・喫茶室の施設使用料は無償とする。 ・喫茶室運営に係る売上げは PFI 事業者の事業収益とする。 ・特別目的会社の運営に必要な経費(一般管理費(人件費, 監査費用等), モニタリング費用等)は, サービス対価Cに含むものとする。
サービス対価D	<p>ウ 図書館の運営に関する業務</p> <p>f. 図書館情報システムに関する業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館情報システムには本施設及び既設の稲城市立図書館(分館含む)の図書館情報システムのソフト, 利用者のための検索機器(OPAC等), 職員が使用するPC, LAN関係費用, 回線使用料, 検索機器・PCの保守, 運用ソフトの支援サービス等が含まれるものとする。 ・図書館情報システムの契約期間は開館から10年間とし, 11年目以後の契約の継続については契約終了の1年前までに本市とPFI事業者の協議により決定する。

2. サービス対価の支払い方法（時期及び金額）

本市は、サービス対価の種類ごとに支払い時期を設定し、PFI 事業者の提案額を表 2 及び図 1 のとおり支払うものとする。

表 2 サービス対価の支払い方法

項目	開館前または開館直後に支払いを行うもの	開館後から運営期間にわたり支払いを行うもの
サービス対価 A	<p>対象となる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館の建設に係る費用の 75% ・体験学習施設の建設に係る費用の全額 <p>支払い時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設所有権移転後に一時金として支払う。 	<p>対象となる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館の建設に係る費用の 25% ・本施設及び車両入出庫管理装置の設計、建設に関する業務に係る費用（図書館及び体験学習施設の建設に係る費用を除く）の全額 <p>支払い時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館より 5 年間にわたり四半期ごとに平準化して支払う。
サービス対価 B	<p>対象となる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設竣工から開館日以前に係る費用 <p>ただし、備品の調達に係る費用は含まない。</p> <p>支払い時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完工検査後に一時金として支払う。 	<p>対象となる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館日から事業期間満了日までに係る費用 <p>支払い時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごとに平準化して支払う。 ・下記のように業務別に平準化する（図 2 参照）。 「b.本施設の修繕更新業務」は、修繕更新の項目別・時期別に平準化する。 その他の業務は、運営期間にわたり平準化する。
サービス対価 C	<p>対象となる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館前準備業務に係る費用 <p>支払い時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完工検査後に一時金として支払う 	<p>対象となる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館日から事業期間満了日までに係る費用 <p>支払い時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営期間にわたり四半期ごとに平準化して支払う。
サービス対価 D	-（なし）	<p>対象となる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業期間中（開館より 10 年目まで）に係るすべての費用（開館から 5 年後の更新に係る費用を含む） <p>支払い時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館より 10 年間にわたり四半期ごとに平準化して支払う。

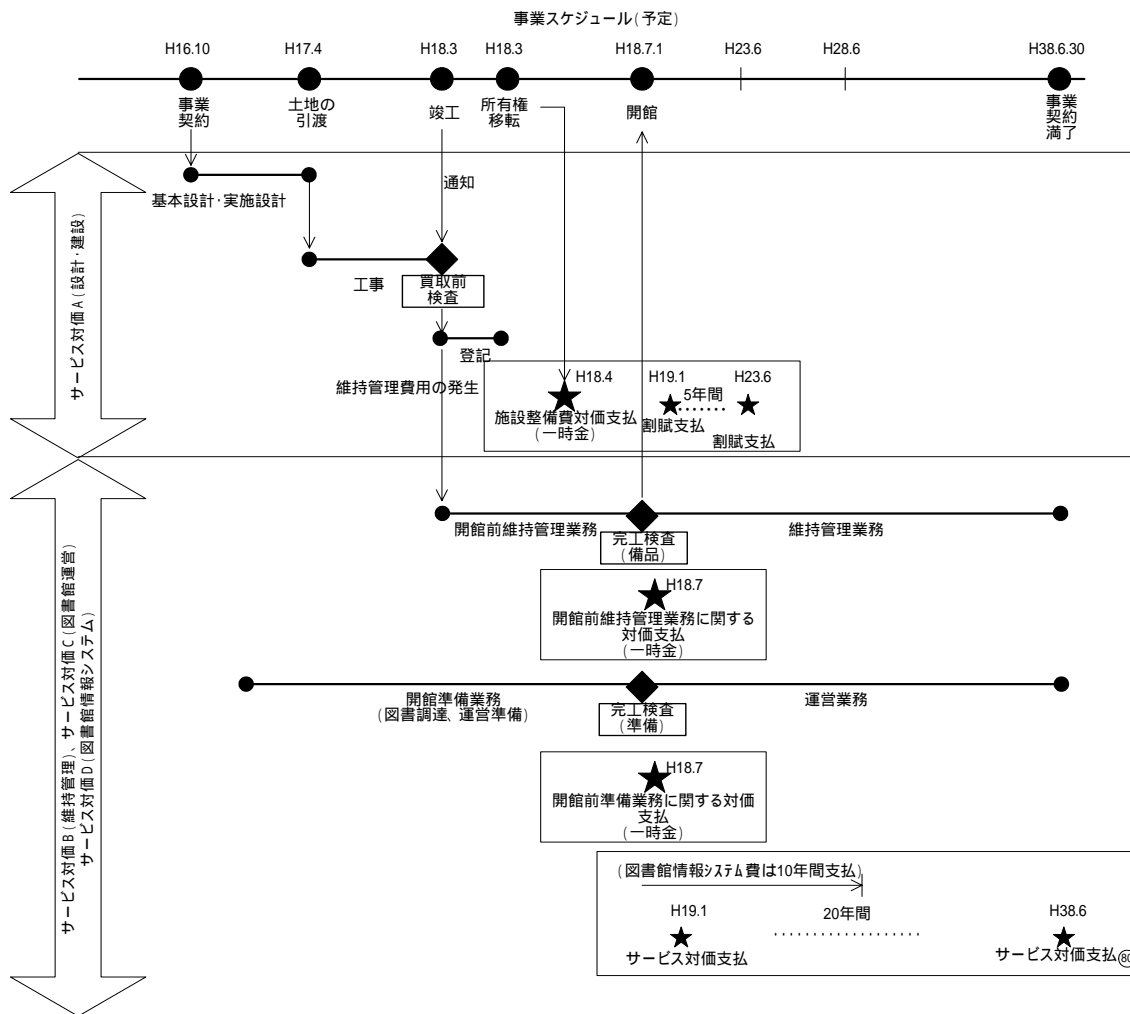


図 1 サービス対価の支払時期

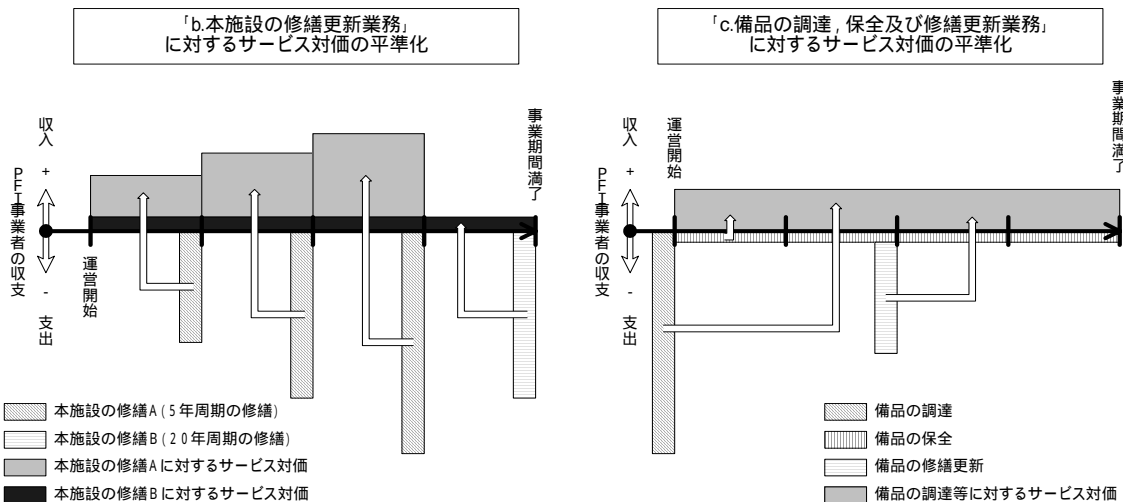


図 2 サービス対価Bの平準化について

3. サービス対価の改定

物価変動に伴うサービス対価の改定

サービス対価のうち表 3 に示すものについて、物価変動に伴うサービス対価の改定を行うものとする。事業契約締結以降、以下の費用項目の指標が明らかになった時点において、基準年度の指標と比較してその変動率に相当する増減が一定割合を超える場合にサービス対価の改定を行い、翌月以降のサービスの対価に反映するものとする。

表 3 物価変動に伴うサービス対価の改定に用いる指標

項目	対象業務	指 標
サービス対価 B	「イ 本施設及び車両入出庫管理装置の維持管理に関する業務」のうち、	-
	a.本施設及び車両入出庫管理装置の保全業務	「企業向けサービス価格指数」 建物サービス（日本銀行調査統計局）
	b.本施設の修繕更新業務	「建設物価指数月報」 建設費指数/標準指数/事務所 RC-2000 m ² /工事原価・東京（建設物価調査会）
	c.備品の調達、保全及び修繕更新業務	「消費者物価指数」 総合/全国（総務省統計局）
	d.本施設の清掃業務	「企業向けサービス価格指数」 清掃（日銀調査統計局）
	e.本施設の警備業務	「企業向けサービス価格指数」 警備（日銀調査統計局）
サービス対価 C	「ウ 図書館の運営に関する業務」のうち、「f.図書館情報システムに関する業務」を除く業務	「毎月勤労統計調査」 実質賃金指数/調査産業計 現金給与総額（厚生労働省）

金利変動に伴う改定

金利変動によるサービス対価の改定は行わない。